

## 春日部市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員（法第26条の5第1項に規定する職員であって、在職期間が2年以上である者に限る。以下同じ。）が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修（同項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業にあつては3年をそれぞれ上限とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(外国における奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める外国における奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136

号) 第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。次号において同じ。)

(2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、職員として参加することが適当であると任命権者が認める外国における奉仕活動

(承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにして行わなければならない。

(期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員(当該承認を受けた自己啓発等休業の期間が第3条に規定する自己啓発等休業の期間の上限に満たないものに限る。)は、当該自己啓発等休業を開始した日から起算して同条に規定する自己啓発等休業の期間の上限を超えない範囲内において、期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長の承認を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、在学している教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席していること又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、当該職員がその職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(春日部市職員定数条例の一部改正)

2 春日部市職員定数条例（平成17年条例第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定数) 第2条 2 兼務若しくは併任を命じられている職員、 <u>休職を命じられている職員、育児休業又は自己啓発等休業</u> の承認を受けている職員は、定数外とすることができる。	(定数) 第2条 2 兼務若しくは併任を命じられている職員、 <u>休職を命じられている職員又は育児休業</u> の承認を受けている職員は、定数外とすることができる。

(春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第53号）の一

部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
<p>（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p><u>第16条</u> 春日部市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 年条例第 号）第2条の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>（臨時的に任用される職員の給与）</p> <p><u>第17条</u>（略）</p> <p>（再任用職員についての適用除外）</p> <p><u>第18条</u>（略）</p>	<p>（臨時的に任用される職員の給与）</p> <p><u>第16条</u>（略）</p> <p>（再任用職員についての適用除外）</p> <p><u>第17条</u>（略）</p>

（春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 4 春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第198号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
<p>（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p><u>第17条</u> 春日部市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 年条例第 号）第2条の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>（臨時的に任用される職員の給与）</p> <p><u>第18条</u>（略）</p> <p>（再任用職員についての適用除外）</p> <p><u>第19条</u>（略）</p>	<p>（臨時的に任用される職員の給与）</p> <p><u>第17条</u>（略）</p> <p>（再任用職員についての適用除外）</p> <p><u>第18条</u>（略）</p>

（春日部市病院事業企業職員定数条例の一部改正）

- 5 春日部市病院事業企業職員定数条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正

する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定数) 第2条 2 兼務若しくは併任を命じられている職員、 <u>休職を命じられている職員、育児休業又は自己啓発等休業</u> の承認を受けている職員は、定数外とすることができる。	(定数) 第2条 2 兼務若しくは併任を命じられている職員、 <u>休職を命じられている職員又は育児休業</u> の承認を受けている職員は、定数外とすることができる。

(春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合には、当該改正前の条を当該改正後の条とする。

(2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第22条 春日部市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 年条例第 号）第2条の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。 (臨時的に任用される職員の給与) <u>第23条</u> (略) (再任用職員についての適用除外) <u>第24条</u> (略)	(臨時的に任用される職員の給与) <u>第22条</u> (略) (再任用職員についての適用除外) <u>第23条</u> (略)